

競技者規程

（目的）

第1条 公益社団法人日本サーフィン連盟（以下「本連盟」という。）は、国際サーフィン連盟（以下「ISA」という。）の規定、オリンピック憲章及び公益財団法人日本体育協会のスポーツ憲章に準じ、サーフィン競技の健全な普及、発展を図ることを目的として、本規程を制定する。

（定義）

第2条 本規程における競技者資格を有する者とは、サーフィンを愛好し、本連盟に競技者として登録された者をいう。

（登録資格）

第3条 本連盟は、次の者を競技者として登録することはできない。また、すでに登録した競技者が次の事項に該当した場合は、その登録を取り消さなければならない。

- （1）本連盟の定款または規約等に反し、競技者として著しく品位名誉等を傷つけた者。
- （2）ドーピングまたは暴力行為等によりフェアプレー精神に反した者。
- （3）本連盟の役員または会員として資格の停止除名の処分等を受けた者。
- （4）本連盟の代表として派遣され、ISA 選手権大会及び国際競技会等で、本連盟の指定したユニフォームを着用しなかった者。
- （5）その他、理事会の決議により登録を不可とされている者。

2 次の者はアマチュア競技者として登録することはできない。

- （1）大会賞金を授受した競技者。
- （2）プロとしての競技活動及び名称利用等の中止を宣言していない者。
- （3）プロとしての活動をする意思のある者。
- （4）サーフィンで得た自己の名声を商業宣伝に利用し、金銭の授受の得ている者。
- （5）その他、理事会の決議によりアマチュア競技者として登録を不可とされている者。

（協力義務）

第4条 競技者は本連盟が、特別の目的を持って実施する事業又はキャンペーン等には、積極的に協力しなければならない。

- （1）競技者は本連盟の指定した商業マークの着用に積極的に協力しなければならない。
- （2）本連盟とタイアップし競技者の肖像を使用したライセンスの商品化、又は、講演会、講習会等へのイベントには積極的に協力しなければならない。

（賞金等管理）

第5条 アマチュア競技者がプロアマ混合の試合において得た賞金は直接に授与せず、主催団体とその取扱いを協議するものとする。

(公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による解決)

第6条 本連盟のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定められていない事項については、理事会の決議によるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月12日から施行する。(平成26年11月11日 理事会決定)
「アマチュア競技者取扱い要綱」を廃止する。

この要綱(改正)は、平成28年1月1日から施行する。(平成27年11月10日理事会決定)

改定 令和6年9月11日 理事会承認